

広東省屋外広告管理規定

1998年1月18日改訂

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

広州事務所 知的財産権部編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

広東省屋外広告管理規定

(1991年11月21日広東省人民政府粵府[1991]137号公布、
1998年1月18日広東省人民政府令第35号改訂)

第1条 都市部の屋外広告の管理を強化し、都市部の清潔で美しい景観を維持し、広告を社会主義の物質文明及び精神文明の建設により十分に役立てるため、国の「広告管理条例」及び「広告管理条例施行細則」の関連規定に基づき、本省の実際状況に照らし、本規定を制定する。

第2条 本省の都市部の公共の場所又は自ら所有する場所の建築物、空間に道路看板、ネオンサイン、電子看板、ウィンドー、ライトボックス、壁面等の屋外広告を設置し、又は交通手段を利用して広告を設置し、描き、貼り付け、及びあらゆる形式により広告を屋外に掛け下げ、貼り付ける場合、総じて本規定を遵守しなければならない。

第3条 屋外広告の管理機関は、各レベルの工商行政管理部門である。屋外広告を設置し、貼り付ける組織又は個人は、現地の工商行政管理部門の監督管理を受けなければならない。

第4条 屋外広告を設置し、貼り付ける場所は、現地の人民政府が工商行政管理、都市建設、計画、環境保護、公安等の関連部門を組織して計画を策定し、工商行政管理部門が監督、実施を担当する。

政府機関、文物保護組織の周囲にある建築制限地帯及び学校の門、校庭内、及び現地の人民政府が広告の設置、貼り付けを禁止する地域には、広告を設置し、貼り付けてはならない。

第5条 屋外広告の運営を申請する組織及び個人は、現地の工商行政管理部門へ申請し、審査、許可され「営業許可証」又は「広告経営許可証」を発給（臨時の屋外広告業務の経営の場合は、「臨時広告経営許可証」を発給）されてはじめて経営することができる。審査、許可されずして、屋外広告事業を運営してはならない。

第6条 広告事業者は、現地の工商行政管理部門に道路看板、ライトボックス、ネオンサイン、ウィンドー、民家壁面広告等の屋外広告の請負を申請する場合、設計図及び用地の所有者と締結した用地使用協議書を提出し（政府の関連主管部門により統一的に計画されていない用地を占有する場合、都市建設計画、環境保護、公安部門が署名し同意した証明を提出する必要がある）、「屋外広告設置申請表」に記入し、許可された後、許可された内容、仕様、場所、期間に従って設置する必要がある。

組織及び個人が自ら所有する場所に自己宣伝用の屋外広告を設置する場合、現地の工商行政管理部門の同意を得なければならない。

第7条 屋外広告を無断で貼り付け、無断で描くことを厳禁する。各種のポスター広告は、現地の工商行政管理部門又はその指定する広告会社による審査許可を受け、貼り付け委託手続きをした後、「広告専用欄」内に統一的に貼り付けなければならない。

「広告専用欄」の設置及び広告の貼り付けは、各都市部の工商行政管理部門が計画に

基づき統一的に設置及び手配する。

第 8 条 屋外広告の内容は、党及び国の関連する政策、法規に合致しなければならない。

屋外広告の設置、据付は、堅牢かつ安全でなければならず、交通、消防の要路の妨げとなってはならず、都市の景観に影響を及ぼしてはならず、園林の緑化を破壊してはならない。

色あせて破損し、古くなった屋外広告については、速やかに補修、リフォーム、又は撤去しなければならない。

第 9 条 各レベルの都市建設、計画、環境保護、公安等の関連部門は、工商行政管理部門による屋外広告の管理業務に積極的に協力しなければならない。都市の景観を整え、都市を清潔に保つため、各地の関連部門は、屋外広告を建物の門の前の「環境衛生、緑化保護、環境秩序に対する責任」の内容に組み入れ、自己組織の門の前に無断で貼り付けられた広告を除去する権利を有し、かつ速やかに工商行政管理部門に通報しなければならない。

第 10 条 いかなる組織及び個人も、許可された有効期間内にある屋外広告及びその施設を占用し、撤去し、覆い隠し、又は損壊してはならない。

第 11 条 独占及び不正な競争手段の利用による屋外広告事業の運営を禁じる。屋外広告の用地占用費は、当該広告売上高の 15%を上回ってはならず、具体的な基準は、各市の工商行政管理部門が物価、都市建設部門と共に協議して制定し、市人民政府に報告して許可を得て執行する。

第 12 条 以下のいずれかの行為があった場合、各レベルの工商行政管理部門が情状に応じて、それぞれ処罰を与える。

(1)本規定第 5 条に違反した場合、法により取り締まり、その違法所得を没収する。

(2)本規定第 4 条に違反した場合、その違法所得を没収し、かつ期間を定めて撤去させ、期限を過ぎても撤去しない場合、強制的に撤去し、その費用は設置者が負担する。

(3)本規定第 7 条第 1 項に違反した場合、通知して批判し、公開反省、期限内撤去を命じ、かつその違法所得を没収する。

(4)本規定第 8 条第 1 項に違反した場合、広告事業者に対し通知して批判し、違法所得を没収し、かつ 100 元以上 1000 元以下の罰金を科す。広告主に対しては情状に応じ通知して批判し、かつ広告費用の 2 倍以下の罰金を科すが、最高罰金金額は 3 万元を超えてはならない。

第(2)項、第(3)項に違反した場合、通知して批判し、期間を定めて補修、リフォーム又は撤去させ、期限を過ぎてもこれを行わない場合、強制的に撤去し、その費用は設置者が負担する。人身に傷害、後遺障害又は他人に経済的損失をもたらした場合については、賠償責任を負わなければならない。情状が重く、犯罪を構成する場合は、司法機関が刑事責任を追及する。

第 13 条 当事者は、工商行政管理部門の処分決定について不服である場合、処分通知を受領した日より 15 日以内に、1 レベル上の工商行政管理部門に対し不服審査を申し立

ることができる。不服審査の決定についてなお不服である場合には、不服審査決定書を受領した日より15日以内に、裁判所に対し提訴することができる。

第14条 各市は本規定に基づき、現地の実際状況に照らして、その地域の屋外広告管理に関する具体的な弁法を制定することができる。

第15条 本規定は1992年1月1日より施行する。